# 特別定額給付金 「ダウンロード郵送方式」 Q & A

# 質問 「ダウンロード郵送方式」とはなんですか?

旭川市では、特別定額給付金申請書を令和2年5月25日から順次郵送する予定ですが、経済状況により早急に受給を必要とする世帯のために、旭川市のホームページから申請書(ダウンロード版)を印刷して申請する特例的な方法です。

# 質問 「ダウンロード郵送方式」と「郵送申請方式」の違いはなんですか?

「郵送申請方式」では、令和2年4月27日時点の住民票の世帯情報を印字した申請書を旭川市から申請・受給者(世帯主)に送付するため、給付対象者の確認が容易であるほか、記入漏れや記入の誤りなどを少なくすることができます。

一方,「ダウンロード郵送方式」では,各自で印刷した申請書の必要事項を全て手書きで記入していただく必要があるため,申請書の内容と住民基本台帳に記録された情報を照合し,給付対象者を特定する作業が必要になります。

記入内容に誤りがあると、確認作業や訂正に時間が必要になりますので、**申請書は正確に記入**していただくようお願いします。

# 質問 「ダウンロード郵送方式」は誰でも利用できますか?

「ダウンロード郵送方式」は、経済状況により早急な受給を必要とする世帯を対象とした特例的な方法であり、早急に給付するために「郵送申請方式」と比べて、一部の取扱をすることができません。そのため、次のいずれかの手続を希望する場合は、後日旭川市から郵送する申請書による申請をお願いします。

- 代理申請や代理受領を希望する。
- ●世帯主以外の金融機関口座への振込を希望する。
- ●世帯の中に特別定額給付金の受給を希望しない方がいる。
- ●早急に受給しなくてもよい。

# **質問** 「経済状況により~」とありますが、経済状況を証明する必要はありますか?

証明する必要はありませんので,各自で御判断してください。

しかし、申請が集中すると申請内容の確認作業に時間を要し、その結果、早急な給付を必要とする 方への給付が遅れることとなります。

本当にお困りの方に早急に給付するために,特にお急ぎでない場合は旭川市から郵送する申請書による手続をお願いします。

#### **質問 申請書(ダウンロード版)を市役所の窓口で受け取れますか?**

特別定額給付金に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市役所窓口での申請書配布や申請受付は行いませんので、市役所への来庁はお控えいただくようお願いします。

# 質問 FAXやEメールで申請できますか?

FAXやEメールでの申請はできませんので、郵送での手続をお願いします。

また,新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から,申請書を市役所窓口に持参されることはお 控えいただくようお願いします。

# 質問 申請書を郵送するときに切手は必要ですか?

申請書(ダウンロード版)は、両面印刷することで、片面が申請書面、片面が封筒宛名面になります。3つ折りにして貼り合わせることで、**そのままポストに投函できる返信用封筒(切手不要)になります**ので、切手を貼る必要はありません。

また,両面印刷が難しい場合は,片面印刷した申請書を,同じく片面印刷して組み立てた返信用封筒に入れて返送していただくことも可能です。

# 質問家にプリンターがないので印刷できません。

スマートフォンなどからダウンロードしていただき,マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアの店舗等で印刷することができます。

# 質問 市役所を名乗る人から「特別定額給付金の申請を代行するので,氏名と住所, 口座番号を教えてください。」と言われました。

それは詐欺です。

市役所や市の職員が申請を代行するために連絡することはありません。

また、特別定額給付金の申請手続のために、ATMの操作をお願いすること、Eメールを送ることはありませんので、そのような連絡があったときは注意してください。